

## ふじのくに消費者教育推進県域協議会設置要綱

### (設 置)

第1条 消費者教育を効果的、体系的に推進するため、県の役割と推進体制を明確にするとともに、多様な主体の連携による実効性のある協議の場の設置を目的として、消費者教育推進法第20条第1項の規定に基づき、ふじのくに消費者教育推進県域協議会（以下「県域協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 県域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する構成員の情報の交換及び調整に関すること。
- (2) 静岡県消費者教育推進計画の策定に関する構成員の意見の調整に関すること。
- (3) 静岡県消費者教育推進計画の進捗状況の確認に関すること。
- (4) 消費者教育推進に係る、調査、研究等に関すること。
- (5) その他、消費者教育の推進に必要な事務に関すること。

### (組 織)

第3条 県域協議会に、座長を置く。

- 2 座長には、学識者をもって充てる。
- 3 構成員には、別表に掲げる機関・団体等から推薦のあった者をもって充てる。
- 4 構成員は、必要に応じて、増員、減員ができるものとする。
- 5 座長及び構成員の任期は、県域協議会において構成員が協議し別に定める。

### (会 議)

第4条 県域協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第5条 県域協議会は、公開で行うものとする。

- 2 県域協議会の議事要旨及び構成員配布資料はホームページ等で公開する。

### (事務局)

第6条 県域協議会の事務局は静岡県くらし・環境部県民生活課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県域協議会の運営に関して必要な事項は、構成員が協議し別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 25 日から施行する。

## 別 表

	団体・機関等	区分
1	常葉大学	学識
2	静岡県弁護士会	学識
3	静岡県司法書士会	学識
4	静岡県消費者団体連盟	消費者団体
5	静岡県生活協同組合連合会	消費者団体
6	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会	消費者団体
7	公益社団法人日本青年会議所 東海地区静岡ブロック協議会	事業者団体
8	静岡県金融広報委員会	関係機関
9	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	関係機関
10	静岡県教育研究会	教育関係者
11	静岡県教育委員会事務局教育政策課	教育関係者
12	静岡県教育委員会事務局義務教育課	教育関係者
13	静岡県教育委員会事務局高校教育課	教育関係者
14	静岡県教育委員会事務局特別支援教育課	教育関係者
15	静岡県教育委員会事務局社会教育課	教育関係者
16	静岡県くらし・環境部県民生活課	関係機関
17	静岡県東部県民生活センター	関係機関
18	静岡県中部県民生活センター	関係機関
19	静岡県西部県民生活センター	関係機関
20	静岡県賀茂広域消費生活センター	関係機関